

—	その他	公布年月日
—	市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議	—

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(副教育長等への補助執行事項)</p> <p>3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を<u>副教育長</u>その他の教育委員会職員に補助執行させる。 (1)～(11) [略]</p> <p>4 前項の事務処理に当たっては、<u>副教育長</u>にあつては市長事務部局の局長の、<u>その他の</u>教育委員会職員（教職員を除く。）にあつては当該職位に応じた市長事務部局の職員の例により、それぞれ行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(総務局長等への補助執行事項)</p> <p>7 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を第1号から第3号までにあつては総務局長に、第4号にあつては総務局長、市民局長、スポーツ文化局長、経済局長又は都市局長に、第5号から第7号までにあつては区長に補助執行させる。 (1) <u>教育委員会職員（教職員を除く。以下同じ。）</u>の研修（総務局人事部人材育成課の実施する研修に限る。）の実施に関すること。 (2)～(7) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(教育長等への補助執行事項)</p> <p>3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を<u>教育長</u>その他の教育委員会職員に補助執行させる。 (1)～(11) [略]</p> <p>4 前項の事務処理に当たっては、<u>教育長</u>にあつては市長事務部局の局長の、教育委員会職員（教職員を除く。<u>以下同じ。</u>）にあつては当該職位に応じた市長事務部局の職員の例により、それぞれ行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(総務局長等への補助執行事項)</p> <p>7 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を第1号から第3号までにあつては総務局長に、第4号にあつては総務局長、市民局長、スポーツ文化局長、経済局長又は都市局長に、第5号から第7号までにあつては区長に補助執行させる。 (1) 教育委員会職員の研修（総務局人事部人材育成課の実施する研修に限る。）の実施に関すること。 (2)～(7) [略]</p>

附 則

この協議は、平成29年6月28日から効力を生じるものとする。